

(別添)

沖縄県食品(食肉)衛生月間実施要領 (令和3年度)

1. 趣旨

食品は、県民の生命及び健康に密接な関わりを有し、その衛生の確保及び向上を図ることは、健やかな日常生活を営む上で極めて重要である。

令和2年の本県の食中毒発生状況は、事件数13件、患者数41人であった。

特に夏期は、全国的に見ても、カンピロバクター・ジェジュニ/コリ、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌といった細菌による食中毒が多発しており、規模の大きな食中毒事例も発生している。

このような状況の中、県民が健康で安心できる食生活を送るためには食品関連事業者はもとより、県民に対する食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進並びに事業者のコンプライアンスの徹底を通じた食の安全の確保を図ることが必要不可欠である。

このため、本年度においても、8月を食品衛生月間と定め、全県的に食品衛生思想の普及・啓発をより一層強力に推進するものである。

2. 実施機関

(1) 主催 沖縄県

(2) 共催 一般社団法人沖縄県食品衛生協会

(3) 後援(順不同)

公益社団法人沖縄県栄養士会

一般社団法人沖縄県調理師会

一般財団法人沖縄県環境科学センター

株式会社沖縄タイムス社

株式会社琉球新報社

NHK沖縄放送局

琉球朝日放送株式会社

沖縄テレビ放送株式会社

琉球放送株式会社

株式会社エフエム沖縄

株式会社ラジオ沖縄

沖縄ケーブルネットワーク株式会社

3. 実施期間

令和3年8月1日(日)から8月31日(火)までの1か月間

4. 実施目的

食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図るため、食品関連事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図ることを目的とする。

また、と畜場、食鳥処理場及び付帯施設の監視指導をするとともに、食肉関係業者等への衛生思想の普及啓発を図るなど、取り組みを強化することにより、食肉の安全を確保することを目的とする。

5. 実施方法

(1) 保健医療部衛生薬務課

関係機関との連携を密にして、食品衛生月間の全県的な推進を図ることとし、概ね次に掲げる事項を行う。

- ア. 報道機関への情報及び資料の提供
- イ. パンフレット等広報資料の作成、配布
- ウ. ラジオ県民室、電光掲示板による啓発
- エ. その他、食品衛生思想普及啓発

(2) 各保健所

管内の実状に即した広報計画、実施計画を作成し、食品衛生月間の推進を図ることとし、概ね次の事項を行う。

- ア. 管内市町村における街頭での広報計画の実施
- イ. 消費者に対する食品衛生講習会の実施
- ウ. 管内の重点施設に対する立入り検査・指導
- エ. 食品衛生フェア等の消費者参加型行事の開催
- オ. 保健所における懸垂幕・横断幕の掲示
- カ. その他、食品衛生思想普及及び啓発に係る諸行事の実施
- キ. と畜業者などを対象とした衛生講習会
- ク. 保冷車等、食肉運搬車両の衛生指導
- ケ. 食肉処理施設及び食肉処理業者等の施設の監視指導

(3) 各食肉衛生検査所

管内の実状に即した広報計画、実施計画を作成し、食品衛生月間の推進を図ることとし、概ね次の事項を行う。

- ア. 消費者に対する広報活動の実施
- イ. と畜業者などを対象とした衛生講習会
- ウ. 衛生思想の普及啓発を目的としたチラシの配布
- エ. 保冷車等、食肉運搬車両の衛生指導
- オ. 食肉処理施設及び食肉処理業等の施設の監視指導
- カ. その他食肉衛生の確保に必要な事項

(4) 一般社団法人沖縄県食品衛生協会

食品衛生月間の円滑な推進を図るため、概ね次に掲げる事項について協力する。

- ア. ポスター等の作成及び配布
- イ. 街頭での広報活動の実施
- ウ. 食品施設等への指導員による立入り調査指導
- エ. 各保健所と協力した管内の食品衛生月間行事の開催
- オ. その他（講習会やセミナー等、食品衛生思想普及及び啓発に係る諸行事の実施）

上記の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限配慮した上で、適切に対応する。

6. 実施計画及び結果の報告

各保健所と各食肉衛生検査所は、月間の終了後に、同月間において実施した事項及びその結果、県民の関心の程度並びに今後の同月間の実施に当たって参考となる事項等を衛生業務課あてに報告する。

(1) 実施計画について

様式1により令和3年7月20日（火）までに電子ファイルにより提出

(2) 実施結果について

様式2、様式3及び普及啓発活動実施時の写真を令和3年9月10日（金）までに電子ファイルにより提出